

## 建設発生土及び産業廃棄物の処理並びに再生資材利用に関する特記仕様書

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成29年 4月 1日

この特記仕様書は、橿原市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下単に「工事」という。）において発生した土砂（以下「建設発生土」という。）の処理、再生資材の利用及び産業廃棄物の処理に関して必要な事項を定める。

### 1章 建設発生土の処理及び再生資材の利用

（建設発生土の処分地及び受入地）

第1条 受注者は、次に掲げるいずれかの処分地又は受入地に建設発生土を運搬し、処分しなければならない。ただし、市が別に指定する場所に建設発生土の運搬を指示した場合においては、この限りでない。

- (1) 産業廃棄物処分の許可を受けた業者が管理運営する処分地
- (2) 別表1の処分業者の処分地
- (3) 建設発生土の再利用を目的とする受入地

（計画書等の提出）

第2条 受注者は、当初の契約金額が1,000,000円以上の工事において、建設発生土を次の表の左欄に掲げる場所で処分する場合は、右欄に定める計画書を当該工事に係る施工計画書に添付しなければならない。添付する計画書の内容に変更がある場合には、速やかに市の監督員（以下「監督員」という。）に変更後の計画書を提出し、承認を得なければならない。ただし、受入地の変更は認めない。

処分場所	施工計画書に添付する計画書
前条第1号又は第2号の処分地	再生資源利用計画書（様式1・イ）
市が指定する場所	再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）
前条第3号の受入地	再生資源利用計画書（様式1・イ） 再生資源利用促進計画書（様式2・ロ） 建設発生土処分計画書【受入地用】（様式3）

- 2 受注者は、前号の工事において土砂、砕石、加熱アスファルト混合物などの再生資材を利用しない場合であっても、再生資源利用計画書に工事概要等を記入し、提出しなければならない。
- 3 受注者は、建設発生土を再利用する場合を除いて工事の竣工までに、次に掲げる工事の区分に応じてそれぞれ定める書類その他監督員が必要と認める書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 建設発生土の処分量が5 m<sup>3</sup>以上ある工事 処分地を有する業者が発行する残土処分証明書
- (2) 再生資源利用計画書を提出している工事 再生資源利用実施書（様式1）
- (3) 再生資源利用促進計画書を提出している工事 再生資源利用促進実施書（様式2）
  - \* 第2号及び第3号の書類については、建設リサイクル報告様式（以下「報告様式」という。）又は建設副産物情報交換システム（以下「コブリス」という。）に入力後、提出すること。また、報告様式においては入力データも提出すること。（なお、コブリスの入力データの提出は不要で、具体的なデータの提出方法については、別途監督員の指示によること。）

（公衆災害の防止等）

第3条 受注者は、重金属等で汚染されている建設発生土については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に基づき特に適切に取り扱わなければならない。また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、崩壊、流出等による事故を防止するため、適正な法面こう配を設定し、雨水処理対策を講ずるほか、必要に応じて部外者の立入禁止等の措置を講じなければならない。また、建設廃棄物の混入を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、工事の関係者以外の第三者に対する生命、身体及び財産に関する危害及び迷惑（以下「公衆災害」という。）の防止を含め、周辺的生活環境に影響を及ぼさないように努めなければならない。

2 受注者は、受入地において建設発生土の埋立てや盛土を行うに当たり、建設発生土の崩壊、流出等による事故を防止するため、適正な法面こう配の設定、雨水処理対策及び公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。

（建設発生土の搬出）

第4条 受注者は、建設発生土の搬出経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、搬出経路図（様式4）を監督員に提出しなければならない。その際、必要に応じて関係機関と打合せを行い、搬出時の道路交通状況を把握し、安全な運搬に努めるものとする。また、搬出途中において、一時仮置きを行う場合は、関係者等と打合せを行い、公衆災害の防止に留意しなければならない。

（受入地での埋立て等に係る関係法令等の遵守）

第5条 受注者は、受入地で建設発生土の埋立てや盛土を行うに当たり、次に掲げる関係法令等を遵守すること。併せて、関係官庁と事前協議を行い、その行政指導に従うこと。

土地利用計画	自然環境保全	防 災
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法</li> <li>・文化財保護法</li> <li>・農地法</li> <li>・農業振興地域の整備に関する法律</li> <li>・生産緑地法</li> <li>・建築基準法</li> <li>・土地区画整理法</li> <li>・古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法</li> <li>・都市緑地保全法</li> <li>・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</li> <li>・森林法</li> <li>・近畿圏の保全区域の整備に関する法律</li> <li>・都市公園法</li> <li>・自然環境保全法</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法</li> <li>・水源地域対策特別措置法</li> <li>・地すべり等防止法</li> <li>・砂防法</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>・宅地造成等規制法</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>

(受入地での処分に係る設計変更)

第6条 受注者が、受入地で建設発生土を処分する場合、監督員が実際の処分内容に応じて算出した積算費用が当初の積算費用を下回る場合には、設計変更の対象とする。ただし、その金額が当初の積算費用と同じかそれを上回る場合は、設計変更は行わない。

(受入地での処分に当たり提出すべき書類)

第7条 受注者は、受入地で建設発生土を処分する場合、工事の竣工までに、第2条第3項各号に掲げる書類で該当するもののほか、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 受入地の状況が分かる写真
- (2) 再生資源利用促進実施書(様式2)
- (3) 監督員がその他必要と認める書類

\* 第2号の書類については、報告様式又はコブリスを使用し提出すること。また、報告様式においては入力データも提出すること。(なお、コブリスの入力データの提出は不要で、具体的なデータの提出方法については、別途監督員の指示によること。)

(苦情処理)

第8条 受注者は、建設発生土の運搬及び処分に関する住民等の苦情については、誠意をもって対処し、受注者の責において解決しなければならない。

(その他)

第9条 本特記仕様書に明記されていない建設発生土の処理及び再生資材の利用に関して必要な事項については、受注者は、監督員と十分に協議の上、その指示に従わなければならない。

## 2章 産業廃棄物等の処理

(根拠法令)

第10条 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）並びに建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国土交通事務次官通達）に基づき、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(仕様及び監督員の指示)

第11条 受注者は、契約図書の仕様及び監督員の指示に従わなければならない。

(計画書等の提出)

第12条 受注者は、当初の契約金額が1,000,000円以上の工事において、産業廃棄物等が発生する場合は、施工計画書に再生資源利用促進計画書（様式2・ロ）を添付しなければならない。また、再生資源利用促進計画書に変更がある場合には、速やかに監督員に変更後の計画書を提出し、承認を得なければならない。なお、発生する産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条に定める特定建設資材廃棄物以外で、処分地が奈良県外の場合は、産業廃棄物処分業者の許可の写しを再生資源利用促進計画書に添付しなければならない。

2 受注者は、工事の竣工までに、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票の原本（ただし、産業廃棄物管理票の交付が必要のない場合は、納入伝票等の産業廃棄物の処分が確認出来る書面を提出しなければならない。なお、D票の原本又は納入伝票等は検査終了後、受注者に返却する。）
- (2) 再生資源利用促進実施書（様式2）

(3) 監督員がその他必要と認める書類

\*第2号については、報告様式又はコブリスを使用し提出すること。また、報告様式においては入力データも提出すること。(なお、コブリスの入力データの提出は不要で、具体的なデータの提出方法については、別途監督員の指示によること。)

3 受注者は工事の竣工後であっても監督員から求められた場合は、受注者が保管する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を求められた日から3日以内に提出しなければならない。

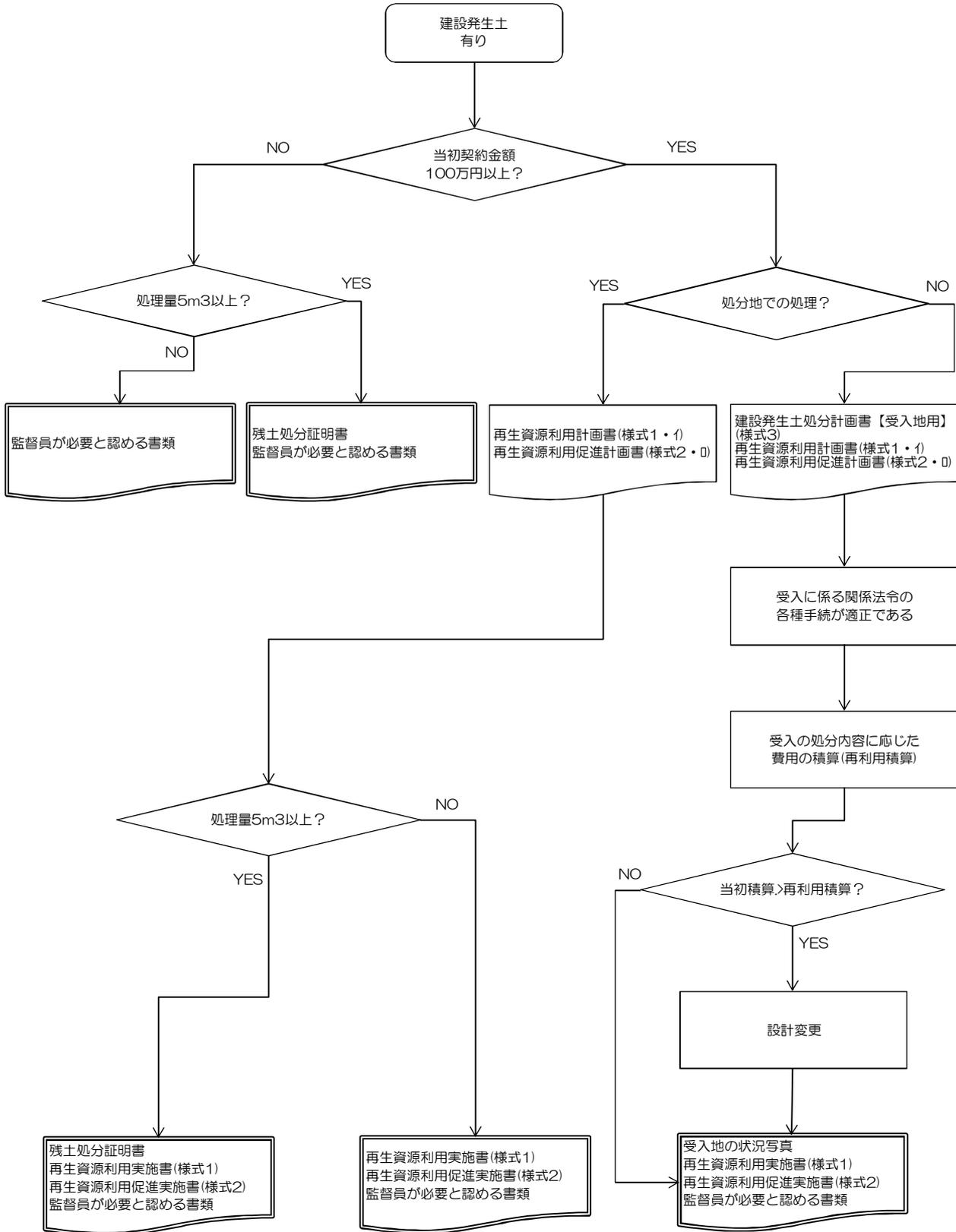
(他者への委託)

第13条 受注者は、その産業廃棄物等の処理を他の者に委託する場合には、運搬若しくは処分又は再生を業とする者とそれぞれ直接契約を締結し、委託をしなければならない。

(準用)

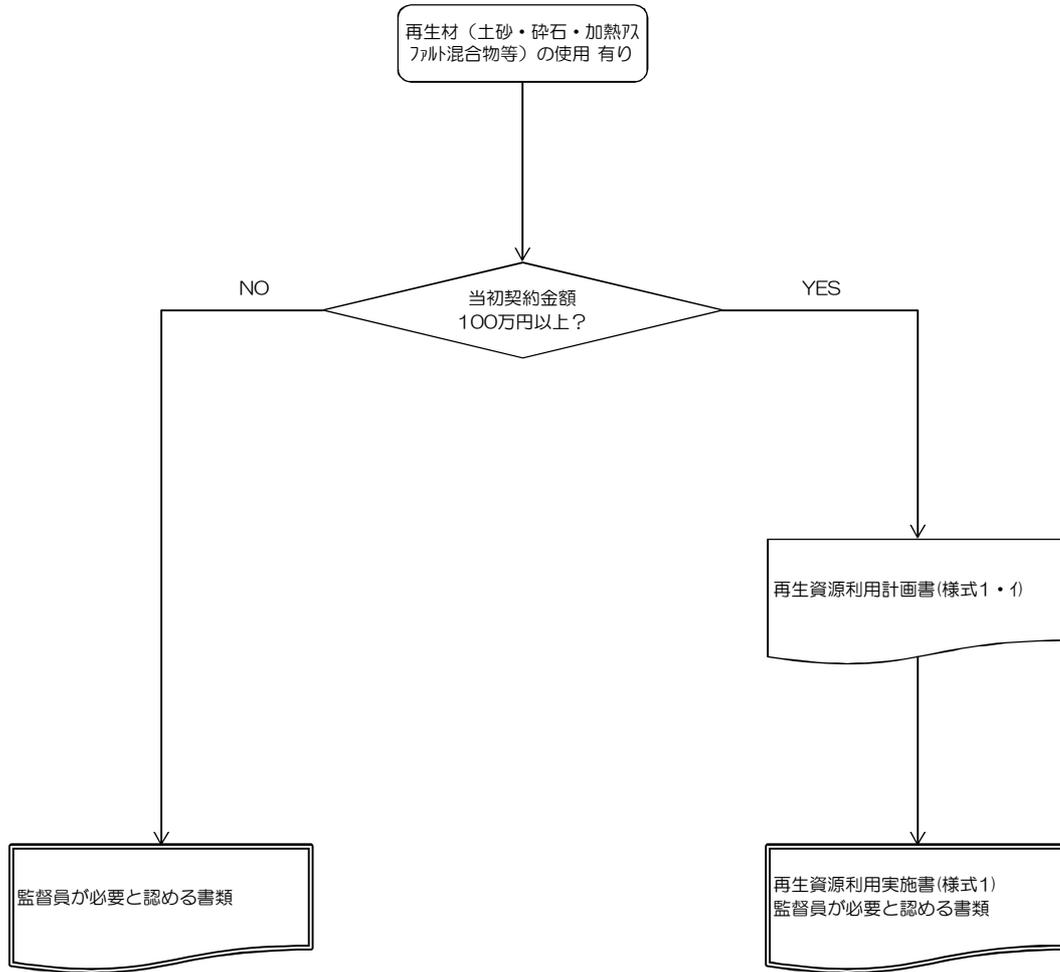
第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、産業廃棄物等の処理をする場合において、準用する。この場合において、第4条及び第8条中「建設発生土」とあるのは、「産業廃棄物等」と、第9条中「建設発生土の処理及び再生資材の利用」とあるのは、「産業廃棄物等の処理」と読み替えるものとする。

# 建設発生土処理フロー



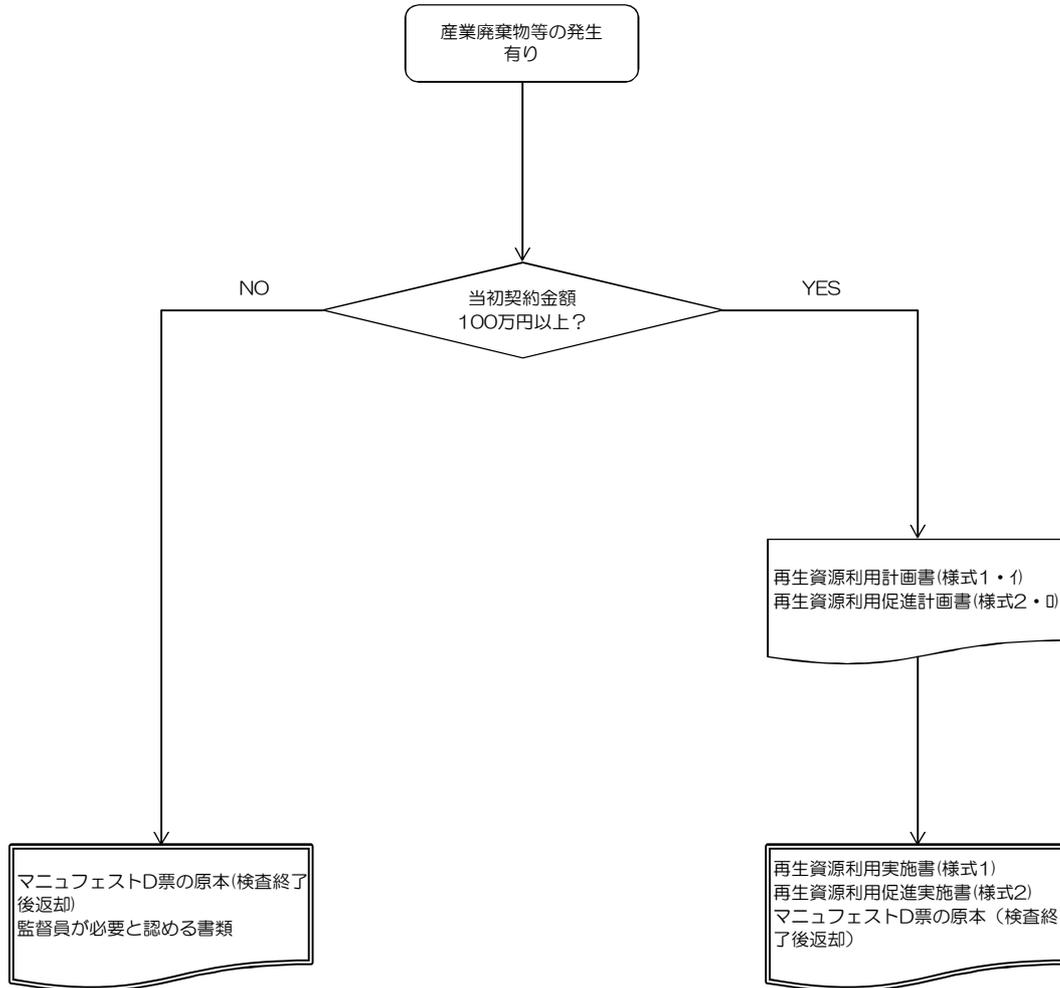
※      内は、工事竣工までに提出する書類を表す。この場合の再生资源利用実施書(様式1)及び再生资源利用促進実施書(様式2)については、**報告様式データ**も添付すること。なお、コブリスでの入力データの提出は不要で、具体的なデータの提出方法については、別途監督員の指示によること。

# 再生材利用フロー



※  内は、工事竣工までに提出する書類を表す。この場合の再生資源利用実施書（様式1）については、**報告様式**データも添付すること。なお、コプリスでの入力データの提出は不要で、具体的なデータの提出方法については、別途監督員の指示によること。

# 産業廃棄物等の処理フロー



※  内は、工事竣工までに提出する書類を表す。この場合の再生資源利用実施書(様式1)及び再生資源利用促進実施書(様式2)については、**報告様式**データも添付すること。なお、コプリスでの入力データの提出は不要で、具体的なデータの提出方法については、別途監督員の指示によること。

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

1.工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄		加盟団体名			記入年月日	令和	年	月	日
	担当者		請負会社名			工事責任者				
	TEL		建設業許可または 解体工事業者登録	TEL		調査票記入者				
			会社所在地	FAX						

工事名			請負金額			(税込)	登記金額のうち 特定建設資材廃棄物の再生資源化等に要した費用	建築面積	㎡	階数(地上)	階
工事施工場所 (地先等)	工事種類		工期(開始)	令和	年	月	日	延床面積	㎡	階数(地下)	階
			工期(終了)	令和	年	月	日	構造		使途	
工事概要等	施工条件の内容						令和	年	月	日	
							震災関連				

2.建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)						再生資源 利用率 (B)/(A)*100	
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合計		(トン)						(トン)	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				(トン)						(トン)
					(トン)						(トン)
		合計		(トン)						(トン)	
	木材				(トン)						(トン)
					(トン)						(トン)
		合計		(トン)						(トン)	
	アスファルト混合物				(トン)						(トン)
				(トン)						(トン)	
合計			(トン)						(トン)		
その他建設資材	土砂			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
		合計		(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
	砕石				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
					(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
		合計		(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
	塩化ビニル管・継手				(kg)						(kg)
					(kg)						(kg)
		合計		(kg)						(kg)	
	石膏ボード				(トン)						(トン)
				(トン)						(トン)	
合計			(トン)						(トン)		
その他の建設資材				(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
	合計		(トン)						(トン)		

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、H24建設副産物実態調査」対応版ー

1.工事概要

発注機関名		発注担当者チェック欄		加盟団体名			記入年月日	令和	年	月	日
		担当者		請負会社名			工事責任者				
		TEL		建設業許可または 解体工事業者登録	TEL		調査票記入者				
				会社所在地	FAX						

工事名			請負金額			(税込)	登記金額のうち 特定建設資材搬入物の再資源化等に要した費用	建築面積	㎡	階数(地上)	階
工事施工場所 (地先等)	工事種類		工期(開始)	令和	年	月	日	延床面積	㎡	階数(地下)	階
			工期(終了)	令和	年	月	日	構造	使途		
工事概要等		施工条件の内容					令和	年	月	日	
							震災関連				

2.建設資材利用実施

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)						再生資源 利用率 (B)/(A)*100	
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート			(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
		合計		(トン)						(トン)	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				(トン)						(トン)
					(トン)						(トン)
		合計		(トン)						(トン)	
	木材				(トン)						(トン)
					(トン)						(トン)
		合計		(トン)						(トン)	
	アスファルト混合物				(トン)						(トン)
				(トン)						(トン)	
合計			(トン)						(トン)		
その他建設資材	土砂			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
		合計		(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
	砕石				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
					(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
		合計		(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )	
	塩化ビニル管・継手				(kg)						(kg)
					(kg)						(kg)
		合計		(kg)						(kg)	
	石膏ボード				(トン)						(トン)
				(トン)						(トン)	
合計			(トン)						(トン)		
その他の建設資材				(トン)						(トン)	
				(トン)						(トン)	
	合計		(トン)						(トン)		

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について							再生資源利用 促進率 (②+③+⑤) / ①(%)			
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量		うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量	
特定建設 資材廃棄物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)			
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)		
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)		
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
	建設 廃棄物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)			
建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)		(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)		
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
建設汚泥		(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)		
金属くず		(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
廃塩化ビニル管 ・継手		(kg)					搬出先1				km		(kg)			(kg)	
							搬出先2				km		(kg)	(kg)	(kg)		
廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)		(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
廃石膏ボード		(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)		
						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)			
アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)		
						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)			
その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)		
						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)			
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)		
						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)			
建設 発生 土	第一種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
	第二種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
							搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
	第三種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )			搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
								搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
	第四種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )			搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
搬出先2											km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
浸透土 (建設汚泥を除く)	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )			搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
合計	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )			搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について							再生資源利用 促進率 (②+③+⑤) / ①(%)		
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量		うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量
特定建設 副産物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)			
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
建設 廃棄物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)			
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)			
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	建設汚泥	(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)
							搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)			
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	廃塩化ビニル管 ・継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)			(kg)
							搬出先2				km		(kg)			(kg)
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
建設 発生 土	第一種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
							搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
	第二種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
							搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
	第三種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
							搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
	第四種 建設発生土	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	
						搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
浸透土 (建設汚泥を除く)	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		搬出先1				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
						搬出先2				km		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		
合計	(地山m <sup>3</sup> )		(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )								(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )	(地山m <sup>3</sup> )		

年 月 日

## 建設発生土処分計画書【受入地用】

監督員

殿

受注者

印

TEL

工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
搬 出 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
土 質		
処 分 量		
搬 出 方 法		
搬 出 経 路	別添の搬出経路図による。	
受 入 地 地 主	住 所	
	氏 名	印
受 入 地		
そ の 他	添付書類：平面図(搬出先) 登記事項証明書 法令に基づく許可書の写し	

搬 出 経 路 図

往路…赤線  
復路…青線